

千葉県デイケアクラブ実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、精神保健福祉業務の一環として、在宅の精神障害者に社会参加の場（以下「デイケアクラブ」という。）を提供し、自主性と社会性を養うことにより社会復帰の促進を図ることを目的とする。

(事業内容等)

第2条 デイケアクラブは、在宅の精神障害者を対象にレクレーション活動、創作活動、作業指導、生活指導その他の活動又は指導を行う。

2 デイケアクラブは、各保健福祉センターにおいて、原則として毎月2回実施する。ただし、社会参加促進の一環として、これらの場所に代えて所外において社会見学等を実施することができる。

3 デイケアクラブの定員は、各保健福祉センターにつき、それぞれ20名とする。

4 市長は、毎年度、デイケアクラブ年間予定表（様式第1号）を作成し、デイケアクラブに参加する者及び関係機関への周知を図るものとする。

(従事者)

第3条 デイケアクラブは、精神保健福祉相談員、保健師及び精神保健福祉士等（以下「従事者」という。）が担当する。なお、必要に応じて関係機関の職員の協力を得ることができる。

(対象者)

第4条 デイケアクラブの対象者は、本市に住所を有し、かつ、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 精神科医療機関等に通院中であり主治医が必要と認めた者

(2) 本事業による効果が期待できると市長が認めた者

(登録期間及び期間の延長)

第5条 デイケアクラブの登録期間は、登録の決定があった日から当該年度の末日までとする。ただし、年度ごとに延長をすることができる。

(登録の手続等)

第6条 デイケアクラブに登録を希望する者は、デイケアクラブを体験するため、市長に対しデイケアクラブ仮登録届（様式第2号）を提出する。

2 市長は、前項の規定による届出をした者（以下「仮申込者」という。）について、面接を行うとともに状況を調査する。

3 仮申込者はデイケアクラブに仮登録し、試行期間として2ヶ月間参加する。

4 前項の試行期間を経た後、継続して参加を希望する者（以下「申込者」という。）は、市長に対しデイケアクラブ登録申込書（様式第3号）（以下「申込書」という。）及び主治医の意見書（様式第4号）（以下「意見書」という。）を提出する。

(登録の決定)

第7条 市長は、前条第4項の申込書及び意見書の提出があったときは、登録の可否について決定し、申込者に対しダイケアクラブ登録・延長決定通知書(様式第5号)(以下「決定通知書」という。)又はダイケアクラブ登録・延長不承認決定通知書(様式第6号)(以下「不承認決定通知書」という。)により通知する。

(延長の手続)

第8条 登録期間の延長を希望する者は、市長に対しダイケアクラブ登録期間延長申込書(様式第7号)(以下「延長申込書」という。)を提出する。

(延長の決定)

第9条 市長は、前条の延長申込書の提出があったときは、登録期間延長の可否について決定し、決定通知書又は不承認決定通知書により通知する。

(参加者の費用負担)

第10条 ダイケアクラブに参加する者は、調理実習を実施した場合の食材費の一部、及び所外活動費を負担するものとする。

2 参加者の食材費負担額は、別表のとおりとする。

(記録の整備)

第11条 従事者は、参加者の活動状況についてダイケアクラブ日誌(様式第8号)、ダイケアクラブ出席・欠席表(様式第9号)に記録する。

(ケース検討会の開催)

第12条 従事者は、ダイケアクラブを実施したときは、その都度ケース検討会を開催し、参加者の適切な処遇の検討を行う。

2 従事者は、前項の規定による検討の結果、必要があると認めるときは、医師若しくは関係機関に意見を聴取して助言を求め、又は参加者若しくは家族に対し必要な指導を行うことができる。

第13条 削除

(委任)

第14条 この要綱で定めるもののほか、ダイケアクラブの実施に関し必要な事項は、保健福祉局長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 千葉県ダイケアクラブ事業実施要綱(平成8年4月1日施行)は、廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表

参加者の食材費負担額	300円/回
------------	--------